<区立子供園> 杉並区の幼児教育・保育無償化について

令 和 3 年 度 杉並区子ども家庭部保育課

令和元年 10 月から保育料の無償化が始まりました

幼児教育・保育無償化は、幼児期の教育・保育が重要であること及び少子化対策の一環として、 子育てを行う家庭の経済的負担軽減を図るため、令和元年 10 月 1 日から全国一斉に開始したも のです。無償化に係る費用については、全額公費(国、都、区)で負担します。

杉並区の幼児教育・保育無償化について、以下のとおりお知らせいたします。

月額保育料について

● 短時間保育、長時間保育ともに月額保育料が無償化となります。ただし、教材費等の実費負担分は、月額保育料に含まれないため対象外です。

一時預かり保育料について

- 一時預かり保育料は、月額保育料に含まれないため対象外です。
- ただし、短時間保育の方で保育の必要性の認定を受けている場合(保護者全員が就労等により常態として保育が困難であるための認定:施設等利用給付認定2号認定)は、1 日当たり 450円が無償化の対象となりますので、認定等の手続きをしてください。

給食等の食材料費について

- 給食等の食材料費は、無償化対象外です。ただし、以下のいずれかに該当する児童の副食費 相当分が免除となります。
 - ① 年収360万未満相当世帯の児童
 - ② 小学校第3学年以下の児童を対象に年齢の高い順に数えて第3子以降

● 免除後1食当たり利用者負担額 ⇒ 給食(月額):短時間保育3歳 370円

短時間保育 4 歳·5 歳 400 円

長時間保育 3 歳·4 歳·5 歳 450 円

⇒ 搬入弁当(1 食あたり): 20 円

◆◆◆問い合わせ先◆◆◆

杉並区 子ども家庭部 保育課 保育相談係

☎ 03(3312)2111 (代表)